

# 情報公開から見えてきた 多賀城市政の問題

---

～市立図書館のツタヤ書店化をめぐって

---

多賀城市政問題研究会代表

佐 俣 主 紀

## 宮城地域自治研究所 第30回定期総会記念講話の記録



2014.7.12 朝市ビル会議室

### 情報公開から見えてきた 多賀城市政の問題

～市立図書館のツタヤ書店化をめぐって

多賀城市政問題研究会代表

佐保 主紀 氏

#### 構 成

##### はじめに

- 1 自治体のアウトソーシングと図書館
- 2 知る権利と多賀城市情報公開条例
  - (1) 知る権利
  - (2) 第5次基本計画(2011～2020)と市長の姿勢
  - (3) 2013年度情報公開制度の運用状況
  - (4) 情報公開制度の問題
- 3 異議申立てと情報開示・個人保護審査会
- 4 “嘘と隠し事”を繰り返す多賀城市政
- 5 議会に申入れ「議論の深化を」

##### おわりに

- なぜこういう状態をまねいたのか？
- それではこれからどうする？

#### はじめに

JR仙石線の高架に伴い多賀城駅がリニューアルされた。市にとって駅周辺の賑わいは長い間の懸案事項であった。市は地権者による多賀城駅北開発株式会社を設立し、代表取締役に市長公室長を充て、多賀城駅北再開発事業に取り組んできた。

突然、2013年5月25日付朝日新聞県内版に、「多賀城市が市立図書館を多賀城駅前に移し、ビデオレンタルのツタヤ書店を全国展開するカルチャ・コンビニエンス・クラブ（以下

「CCC」と略）に運営委託する方針を決めた」という記事を掲載、翌日全国版で報道。河北新報も26日に同様の報道をした。市民にとっては正に青天の霹靂。「どうしてビデオレンタル屋に？」の疑問と怒りとともに、陸奥国府・多賀城が置かれて以来1300年の歴史と文化が一挙に失われていく感覚におそわれた。さらに、7月11日には菊地健次郎多賀城市長と増田宗昭CCC代表取締役社長兼CEOが共同記者会見し、日付も印鑑も無い「東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定書」を交わす事態となった。市のまちづくりのすべてをCCC=ビデオレンタルのツタヤ書店に任せたことを意味する。

それ以後、市議会本会議、図書館問題を検討する東日本大震災調査特別委員会、文教厚生委員会等を可能な限り傍聴し、また、教育委員会が拒否してきた図書館協議会、社会教育委員会の傍聴を公開質問状で迫り、傍聴権を勝ち取りながら、市の意思決定・事業遂行の過程がどういう議論・検討を経て行われているのかを明らかにするために、情報開示請求に取り組んできた。

2014年3月にはツタヤ書店が指定管理者である武雄市図書館を視察。ツタヤ書店を通らなければ図書館に入れない構造、高さ4mの

書架、カフェや書店が一体化し、騒然とした館内、Tポイント導入の状況等を見てきた。同時に武雄市から車で30分ほどの伊万里市直営の市民図書館も視察した。武雄市図書館とは対照的な伊万里市民図書館からは知の砦としての図書館の在り方について学ぶことができた。

本稿では、公文書開示請求の取り組みから明らかになった多賀城市政の問題について報告する。

## 1 自治体のアウトソーシングと図書館

21世紀に入り、構造改革があらゆる領域で進行。自治体においても行財政改革の一環として自治体業務のアウトソーシングが拡がっている。

指定管理者制度は、2003年6月地方自治法の一部改正で、公の施設の管理・運営を株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人等に包括的に代行させることができる制度で、全国の自治体が公の施設に指定管理制度の導入を試みている。図書館に限って見ると、日本図書館協会の「図書館における指定管理者制度導入の検討結果について（2013年調査）」によれば、全国の図書館設置自治体数は1353、図書館数は3235。うち指定管理者制度導入自治体数は174（12.8%）、図書館数は392（12.1%）で、民間企業291、NPO40、公社財団49、その他12となっている。一方、同調査によれば、指定管理者制度を導入した後で直営に戻した自治体数は、出雲市など9自治体、図書館数は10館。2015年4月からは下関市が市立中央図書館を直営に方針転換することになっている。また、逗子市では図書館の指定管理を可能にする条例を議会が拒否するなど、全国で指定管理制度を導入しない運動が徐々に拡がろうとしている。

図書館問題に取り組むにあたって、自身と図書館の関係を問うてみると、これまでの人生でほとんど無関係だったと言ってよい。今

改めて多賀城市立図書館はどうあるべきなのかを考えると、市立図書館は市民の成長・発達を支える施設で、市民の生涯学習権を保障する責務を自治体は負っている。その管理・運営は直営でなければならない。図書館を主体的に利用するのは市民なのだから、図書館の建設・運営には市民との協働、市民の参画が絶対要件となる。民主的で公正な市政の発展を目指すのであれば市民に決定したことを押しつけるのではなく、政策策定過程にこそ市民の参画を保障し、英知を求める必要がある。今後半世紀にわたり市民が利用する図書館を“市民を抜きに行政が勝手に決めるな！”を基本に据えて図書館問題を考える必要がある。

2011年の年頭での片山善博総務大臣の記者会見では、指定管理者制度について『指定管理になじまないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せて現れてしまっている…』『例えば、公共図書館とか、まして学校図書館なんかは、指定管理になじまないと私は思うのです。やはり、きちんと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだ』と図書館の指定管理について批判をしている。

## 2 知る権利と多賀城市情報公開条例

### (1) 知る権利

知る権利は基本的人権のひとつである。国民が国の政治や行政に関する公的な情報を知る権利で、民主主義国家における言論報道の自由や情報公開制度の正当化のための現代的憲法の原理となっている。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」で、経過としては、自治体が先行して条例化し、国が後追いをして1999年4月に成立。2001年4月1日から施行されている。

第1条は「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有す

る情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」となっている。多賀城市の情報公開条例は国より早く、1998年12月22日条例化されている。情報公開条例第1条では「この条例は、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにより、市民の市政への参加を一層促進し、地方自治の本旨に即した民主的で公正な市政の発展に寄与することを目的とする」と謳っている。

#### (2) 第5次基本計画（2011～2020）と市長の姿勢

多賀市の第5次基本計画では、「市民参画」・「市民協働」・「市民との情報の共有と協働」を明らかにしており、2013年10月15日の第13回行政経営会議（=最高の意思決定会議）では、2014年度の政策運営の基本的事項として「行政活動に係る意思決定過程をオープンにする」ことを決定し、「風通しの良い市政を実現する」としている。市長はこれら基本姿勢を堅持しているのであろうか。答えは否である。

2014年8月3日市長選があり、菊地市長が再選されたが、翌日の朝日新聞では「菊地氏は市長選前のインタビューで『(新図書館を)実現させることが最優先。パブリックコメントをする余裕はない』とまで言い切った。この対応には驚くとともに首をかしげざるえない」との記事を掲載。読売新聞は「指定管理者の選定手続きには今も疑問の声がある…。市民からパブリックコメントを求めるともしなかった。しかし、図書館は市民の誰もが利用する公共施設…。運営について幅広く意見を聞くことが必要ではないか」と両紙とも厳しく市長の姿勢を批判した。

2015年1月の広報多賀城での市長の年頭のあいさつでは、『私のまちづくりの基本理念は「市民が主役」であり、市民協働によるまちづくりこそが、温かく、幸せな地域社会の構築に不可欠。市民の皆さんとの対話を通じて、共に知恵を出し合い、汗を流し、力を合せながら、歩み続ける所存』と述べているが、これまでパブリックコメントを拒否してきた姿勢と年頭の挨拶には大きな乖離があり、これでは二枚舌を使っていると言われるのも当然である。

#### (3) 2013年度情報公開制度の運用状況

市立図書館のツタヤ書店に管理運営を任せることが明らかになり、CCCとの連携協定書を交わして以降、情報公開を求める件数及び異議申立ての件数が増大している。

開示請求件数は、市長部局46件 教育委員会32件 議会事務局10件 上水道部1件となっており、全体の決定内訳は、開示58件 部分開示31件 非開示4件 不存在14件となっている。情報公開・個人情報保護審査会（以下審査会と略す）の答申は14件で、駅北再開発事業、図書館の管理・運営、CCCとの連携協定、ツタヤ書店に関するものに集中している。

#### (4) 情報公開制度の問題

これまでの公文書開示請求に取り組む中で、制度の在り方に苛立ちを感じている。何か行政の手の中でしか動けない感覚が続いている。それが制度の一定の限界なのかもしれないし、今後検討する課題なのかもしれない。幾つかを列挙してみると、

- ①条例では、公文書開示請求に対して、第2条(2)では「組織的に用いる」或いは第7条(7)では「意思形成に支障が生じる」を理由にした部分開示或いは非開示ができる規定になっている。職務上係わって作成されたメモも含めたすべての文書が公開の対象でなければ、意思決定・事業遂行がどういう経過或いは議論の積み重ねの上で形成され

てきたのかの検証はできない。「組織的に用いる」ことを要件にすることは知る権利を狭めているし、「意思形成に支障が生じる」を理由とするならば具体的にどういう支障が生じるのかを明らかにする必要がある。

②条例では、開示決定期限が15日間以内、場合によっては30日以内に限り延長することができる規定となっている。かなりの時間を要する。

異議申立てに関しては、諮問から答申を経て裁決・決定に至るまでの期限が定められていない。事実10ヶ月超を要しており、市民運動との関係では連携・協働が難しくなることも指摘できる。

③裁決・決定に対して訴訟を起こすことはできるが、審査会の「判断」に対して異議を申し立てることはできない仕組みになっている。異議申立人は審査会に意見書を提出し、陳述する時間は与えられているが、審査会委員との意見交換は限られたものとなっている。答申を受けた行政がその内容を尊重し、具体的行動を起こすかどうかは行政側の問題で、審査会は行政側に答申の付言等の内容を徹底させる権限を持っていない。

④審査会からの答申は一定の評価ができるものの、そのことで市政運営、事業遂行の適正化が直ちに図られるものではない。しかし、公文書開示請求の一連の過程を通して、市政運営や事業遂行上の問題を公にすることができる。だからこそ市民運動との連携協働が重要になってくる。そのことで市政の民主的発展に寄与することはできる。

### 3 異議申立てと情報開示・個人保護審査会

市立図書館をめぐって、市と教育委員会が嘘と隠し事を繰り返し、稚拙な行政運営と杜撰な事務処理を見つけ出したのは、公文書開示請求で得た2014年7月30日に開催された議会全員協議会への説明資料、表-1に対する

市の決定通知である。

市は1年以上も前からCCC=ツタヤ書店との関係する記録、文書を意図的に徹底して残してこなかったこと。その後の公文書開示請求では、条例の目的に反する行為が次々となってきた。

契機となった問題の幾つかを列挙する。

(1) 表-1〔平成24年2月～のモデル事例調査〕である。

開示請求に対して文書不存在の処分であった。事例調査ならば調査の目的、対象、方法、その結果等に関する文書が記録・保存されていなければならぬことから異議申立てを行った。

審査会での市側の陳述は、インターネット上のウェブサイトを閲覧し、先進事例等の情報を収集したものであるという。審査会によれば、得た情報は報告書等の文書を作成することなく、専ら市長や副市長に直接報告していたことが認められた。文書は確認できなかつたゆえ、公文書は存在しないものと判断したという。

これをモデル事例調査とは言わない。文書が存在しないものを議会の提出資料に記述するということは創作以外考えらず、説明資料の信憑性を失うことになる。

審査会の市長あて答申では、「一般的には、本件の多賀城駅周辺の地域文化創造の拠点づくりのような大きな事業を実施するに当たっては、意思決定に係る公文書が存在するものと考える」と述べ、付言では「閲覧したサイトのURLについてその主なものを調査した日付を付して提示するなど、あらためて、当該調査に係る説明を行うよう提案するものである」となっているが、市長からの文書には、サイトのURLは付されていたが、日付は無く、説明も無かった。

(2) 表-2〔平成25年1月～及び平成25年6月のCCCとのディスカッション及び官民連携の取組についての協議〕である。

公文書開示請求に対して、市は表－2の電話応対メモ2枚が開示され、それ以外の公文書は不存在であった。

異議申立てでは、電話の応対する内容の域を遙かに超え、メモ以外に関係する文書があると考えるのが自然で、これら重要事項を公文書として記録され、文書保存がされていなければ検証は不可能。公文書の存在なしにこの電話応対メモだけでは今後の事業の遂行、行政の運営はできないと主張。審査会で市側は、公文書を作成していない理由として、①単に代官山蔦屋書店の現況等について質疑する程度のやり取りしかしていなかったこと ②協定締結までの間にCCCと具体的な取り決めを行うような状況ではなかったこと ③事前に具体的な内容を決めて連携協定を締結したのではなく、連携協定を締結したことによってそこからCCCとの具体的な連携を始めることができるようにになったという。

審査会の答申では、「上記3つの理由があったとしても、その協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録しておくことが適切であった…。公文書の不存在という事実は変更しようがなく、不存在の決定とせざるを得ないものと判断される」と述べ、付言では「『市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすこと』との条例第1条の趣旨に鑑みれば、協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録していないのは適切でない…。意思決定等に係る記録は必ず公文書を作成して保管しておかなければならぬものと思料する。本文の公文書の不存在の決定は相当であるとしたのも、公文書の不存在という事実は変更しようがないためであり、今後は、意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書の徹底を求めるものであること

を付言する」と述べている。

審査会が市条例の目的を引用してまで厳しく付言したことは、市が情報公開時代における自治体としてはおよそ有りえないことに対して、適切な市政の運営、事務の執行について自覚するよう促していると言えよう。このことは取りも直さず、市がCCCニツタヤ書店との関係について意図的に嘘と隠し事をしてきていることを意味する。

(3) 表－3〔平成25年5月の多賀城駅前における「地域文化創造の拠点づくり」に関するイメージの確立〕である。

驚くことに開示されたものは、表－3の市幹部4人が武雄市と東京・代官山蔦屋に出張したもので、その復命書は僅か4行のものであった。引き続き、出張に関するすべての資料を開示請求したところ、公文書は不存在であった。

公費を使っての出張でありながら出張伺がなく、出張先で対応した相手の氏名さえ記さず、資料等も全く無いことは不自然であることから異議申立てを行った。

審査会の答申では「市長判断により実施が決定されたものであり、出張伺に該当する文書は存在しないとする実施機関の主張は不自然ではないと判断できる…。視察先の相手方と名刺交換を行っており、出張した市職員は現にその名刺を自らの名刺入れで保管している事実が認められた」という。付言では、「職員が出張した際の復命書には、出張先で面会した相手方の職・氏名を記録しておくことが適切であると思料する。復命書に限らず、公文書を作成する際は、事後的に経過を確認検討できるよう記録にとどめておくことが肝要であり…その情報を組織的に共有し得る状態にしておくべきであったと思料する…視察の際にどのようなやり取りを行ったのか等、より詳細な記録を残すことが適切である…。公文書を作成するに当たっては、事後的に経過

を確認できるように記録を徹底することを付言する」と述べている。

およそ公務員の出張ではありえないことで、相手方の名刺の保管が唯一の出張の証となっており、果たして出張したのかどうかの疑義が生じてもおかしくない。杜撰な事務処理が行われていることを証明するものである。

また、前述の1・2も含めて議会に提出している表-1の説明資料の記載されている表現と実際の内容には相違があり、表-1の資料を見ただけではその内容が理解できない。議会と議員を欺くもので、説明資料の信憑性が問われるものと考える。

(4) 2013年8月27日に開催された議会文教厚生常任委員会で、教育委員会職員が7月25～26日武雄市図書館に出張した件の質疑応答が行われた。その場で教育委員会は、25日は武雄市職員と打合せと質疑応答をし、26日は図書館を案内されただけだから復命書は『割愛』したと答弁。2日目の文書は不存在であると回答した。

その後、2014年9月24日に開催された市議会補正予算特別委員会では、差出人不明の復命書と同様の内容の文書が市長、教育長、市議会議員に郵送され、26日はCCC職員と打合せし、2日目の文書が存在することが明らかにされた。教育委員会と市議会との間で激しいやり取りが行われた。9月25日付河北新報の記事では「市教委、協議隠ぺい」の見出しで報道された。

この問題で、出張に係るすべての文書の開示請求を行ったところ、教育委員会からは武雄市職員との質疑応答及びCCC職員との打合せに関する部分の15頁すべてが黒塗りの部分開示となり、部分開示決定不服として異議申立てを行った。

審査会の答申では武雄市職員との質疑応答について、「質疑応答全52には①正確性が欠如しているもの ②説明者の個人的見

解であるもの ③第三者との交渉内容に関するものが含まれているとして30か所を非開示」とし、CCCとの打合せに関する部分は、「…そういった質疑応答を行うまでの出張を命じていたものではなかったことから当該上司は、CCC質疑応答部分を除いて復命書を作成し直すよう指示し、CCC質疑応答部分を除いた状態の本件復命書を作成し直し、直した後の本件復命書が決裁され、組織的に保有される文書となった事実が確認された」として、CCC質疑応答部分は条例第2条第2号に規定する公文書のうち、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書…には該当するものの当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは該当しない」ことになるとして、CCC質疑応答部分は非開示に相当するとの判断を示した。

この審査会の判断は誤っている。「質疑応答を行うまでの出張を命じていたものではなかったことから、CCC質疑応答部分を除いて復命書を作成し直させた」などということはおよそありえない。教育委員会は武雄市とCCC=ツタヤ書店からの情報を得て、早く図書館の移転・新設事業の計画書を作成しなければならない状況にあつたからこそ、2日間の日程を組んで職員を武雄市図書館に出張させ、詳細にわたる質疑応答をしたと考えるのが自然である。議会ではツタヤ書店との関係をめぐって激しい議論が展開されている真っ只中の時に、意中のCCC=ツタヤ書店と打合せをするなどは許される情勢ではないこと、さらに情報開示請求で異議申立てが出され、審査会で開示決定が答申されてしまう地に陥ることから、出張命令外の行為として質疑応答部分を削除させたと考えるのが自然であろう。審査会は、教育委員会に同調し、CCC質疑応答部分は公文書であるが、「組織的

に用いる」ものではないということで非開示としたのである。

- (5) 2014年10月10日開催された議会東日本大震災調査特別委員会に提出した資料新図書館設計素案を「部外秘」とし、議員にも「部外秘」を強要した問題である。

議会に提出した資料新図書館設計素案の開示請求を行ったところ、公文書非開示決定となった。そこで市と議会との「部外秘」に関する合意文書の開示請求をしたところ公文書不存在の処分であったことから異議申立てを行った。

議会は公開が原則であり、議会に提出された資料は公開されたものとみなすことは当然である。審査会は10ヶ月後に「非開示部分の全部を開示すべきである」と答申、その後、「部外秘」の全部が開示された。

- (6) 2013年5月29日開催された議会に対して、市が提出した資料「多賀城駅北地区市街地再開発事業の経緯」によれば、2013年5月段階の施設構成案では図書館が入る建物は、4階建で1階～2階が店舗等、3階～4階が図書館・子育て支援施設となっており、図書館と店舗が完全に分離されている。その後、連携協定書を取り交わした後に提出されている資料は、3階建で図書館とツタヤ書店が各階に配置され、一体化された建物の構造になっている。その経緯に関する文書のすべてを開示請求したところ公文書不存在であった。基本構想・基本設計の変更に対して、市と教育委員会が何ら検討していないということは、東京・代官山蔦屋書店の設計を担当した株式会社アル・アイ・エー（以下「RIA」と略）に丸投げしていることの証左である。

この件は現在異議申立て中である。

- (7) 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条では公募するものとされている。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的理由があると

認めるときは、公募によらないことができると規定している。

さらに、同条例施行規則第2条では、「公募によらない選定理由の合理的な理由とは専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること」としている。

ところが、教育委員会が非公募による指定管理者選定委員会に提出した資料は武雄市図書館の入館者数が92万人、施設利用者の8割が賛同を示している、経済効果は年間20億円等、およそ施行規則第2条で規定する専門的又は高度な技術を有するとは何かを明らかにせず、さらに、指定管理者制度下にある図書館の4事例を匿名で示し、基準の異なるデータをもって武雄市図書館は圧倒的であり、優れているものと判断できるとしてツタヤ書店を選定委員会に提出した。これらは、非公募を理由とする合理的な理由の根拠にはなっていない。

これらデータの根拠資料及び施行規則第2条で規定する専門的又は高度な技術を有するとは何かを検討した記録の開示請求をしたところ存在であるという。

この件は現在異議申立て中である。

これまで示した公文書開示請求は極一部に過ぎない。市と教育委員会は、CCC=ツタヤ書店と関係する記録・文書が公にされることを恐れ、情報管理を徹底し、議会と市民を欺き続けてきていることは明白である。

#### 4 “嘘と隠し事”を繰り返す多賀城市政

- (1) CCC=ツタヤ書店との関係を嘘と隠し事で押し通してきた結果、自ら打ち出した市政の理念・方針と運営とを一致させることができなくなり、矛盾を一層拡大させてきている。

2014年4月15日に開催された議会東日本大震災調査特別委員会では、議員の質問に

対して市幹部が『お答えしたくございません』と答弁を拒否する前代未聞の異常事態を起こしている。筆者はその場に居合わせたが、市長、教育長、市幹部らは誰一人としてその場で発言の取り消しなり、謝罪する行動はとらなかった。

市長・市幹部には、情報公開制度下での今日的な自治体運営の在り方について、市民との合意形成・協働、市政の透明性等が不可欠であることの認識が全くない。

今後半世紀にわたって市民が利用する新図書館の運営を直営で継続するのか或いは指定管理制度を導入するのかの是非に関してパブリックコメントさえ求めようとしない自治体は、今、全国の自治体にあるのか？

(2) 市長・市幹部には、情報公開制度下における自治体運営の意識が全くない。知る権利、情報公開制度とは何か。そして「部外秘」で象徴されるように、行政・議会・市民の関係が全く理解されていない。

2013年11月7日の河北新報記事では、記者の取材に対して教育委員会が「そのまま出すと誤解を招く」「誤解を与える恐れがある」として公文書から外したと報道。誤解を与えるから公文書を開示しないという言い分は、市民は誤解する人々で正常な判断ができないという市民を愚弄する傲慢な態度の現れであり、その態度はその後も続いている。

(3) 指定管理制度による管理運営期間は5年。5年毎に指定管理者を選定し直さなければならない。当然、建物の構造・設計はその後の管理運営を考慮し、図書館と店舗を分離したものでなければならない。このまま進めば、市立図書館のCCC=ツタヤ書店化が一層進行することになる。CCC=ツタヤ書店が永久に店舗に入居し続ける保障は何もない。

(4) 市・教育委員会では図書館建設にあたって、どういう図書館をつくるのかについて

の基本構想・基本設計を持っていないし、その検討が全くされていない。RIAに丸投げ状態である。図書館の設計図は、武雄市図書館と非常に類似したコンセプトでできており、CCC=ツタヤ書店の意向が色濃く反映されているとみることができる。

- (5) 事務処理では、正規の手続きをとらずに、勝手に物事を進めている。
- ① 公開しなければならない委員会、審議会等を非公開としてきたこと。
  - ② 各種会議での議論が不十分で、会議録等が正確に記録されていない。ICレコーダーの記録を消却。その結果、会議録等の正確さが検証できない。
  - ③ 復命書は、対応した相手側の所属・職名・氏名、交換した相手側の名刺、相手側から提出された文書・資料等、そして出張目的の成果・達成の記録等が文書として保存されていなければならない。
  - ④ 議会に提案した図書館設計図は、内部検討もされずに提出。議員の指摘で設計図に必要施設が欠落していることにはじめて気がつくといった状況
  - ⑤ 政策の決定・変更、事業の推進や転換点等では、それに関する議論・検討の記録・文書等が不存在で、検証できない状態等々

## 5 議会に申入れ「議論の深化を」

文書が不存在であるということは、議会に提出された資料が不確かな資料を意味し、議員はその不確かな資料をもとにして議論、質疑応答をしていることになる。市と教育委員会は、嘘と隠し事を通すために事実と異なる曖昧な答弁を繰り返し、また、議員の質問に對して答えられない場面が繰り返し起き、そのため審議が度々中斷。案件が次回持越しとなることも生じている。

今、議会に求められているのは、議員と市・教育委員会が議論の深化を図る必要があ

る。議員の質疑に対して市・教育委員会が真摯に対応し、誠実に答弁しなければならない。議会と議員の責務は重大なことから、2014年11月12日に議会に文書で、「市と教育委員会に対して適切な資料の提出と答弁に対する責任を明確にするよう求めるべきである」旨を情報公開請求で得た資料を添付して申入れを行った。

議会では、議会運営委員会で2回にわたる議論をしたが、結局各会派の意見の一致をみなかったことから、議会から市及び教育委員会への特段の対応は行われなかった。そこで、議会運営委員会の会議録を開示請求したところ、議員の発言の中には、審査会の答申で示されているならば『…当然それは当局においても、それをしかと踏まえて今後に備えるということになっているものと推量するわけです』或いは『当局も審査会の答申を受けているわけですので、付言を読んできちんと把握をしているはずなんです…。そこまで進む必要はないと思います』と申入れの趣旨に反対をし、事態の放置が明らかになった。

結局意見の不一致とのことで、申入れは通常の陳情・要望等の扱いになったが、議会最終日に全議員と市・教育委員会幹部に申入れの全文25頁が配布された。

## おわりに

### ◆ なぜこういう状態をまねいたのか？

1 これまで市政に対する市民の監視が十分ではなかった。議会傍聴は不十分ながらも行われてきたが、各種の審議会や協議会などでは傍聴権を行使してこなかった。

それゆえ各種の審議会や協議会などの中身が明らかになってこなかった。

2 駅前に賑わいを求める市は、駅前開発を極秘に進めるために情報管理を徹底し、自ら立てた基本方針である市民との協働を否定した。CCC=ツタヤ書店との関係が検証でき

ないよう、記録・文書を残さないことを徹底。これを不問にしてきた。

3 「行政が提案する事案について、議会はそれをチェックする機関である」という認識に欠け、議会多数派と市が癒着し、採決では市が提出するすべての事案が通る仕組みとなつておらず、道理が全く通らない議会となっている。議会での質疑応答を深化させ、議会と市との緊張関係を高める取り組みが弱かった。

### ◆ それではこれからどうするか？

多賀城市立図書館の在り方をめぐる問題は、市民にとって民主主義とは何かが問われている。行政が市民の意見を聞かず、市民との合意形成にもせずに勝手に進めた事業で成功したものはないと言ってよい。

今、やらなければならないことは、これまでに獲得してきている（あらゆる権利の行使）である。これまでに、市や教育委員会への公開質問状の提出、各種の協議会・審議会の傍聴、学習会・講演会の実施、署名活動、署名簿の市・議会・教育委員会への提出、議会への陳情・請願、議会での質疑応答の深化の申入れ等を行ってきた。

情報公開制度を系統的に持続的に行い、得た情報を公にし、多くの市民、団体と問題の所在を共有することが大事になっている。

この間、多賀城市立図書館を考える市民の会や多賀城市政問題研究会が発足し、市政を監視するネットワークが動き始めている。今後、“くらしと民主主義、史跡・緑を守る多賀城懇話会”などの市民団体と連携・協働し、〈あらゆる権利の行使〉の活動を展開する中で、情報公開条例でいう民主的で公正な市政の発展、“住民本位”的の市政の構築ができると考えている。  
（当研究所理事）

※このレポートは、当研究所第30回定期総会（2014年7月12日開催）において、佐俣主紀氏が記念講話として講話されたものに加筆されたものです。

資料1

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過

H25.7.30全員協議会 説明資料

平成18年9月～	多賀城駅北側と南側の一体的整備を推進 ⇒豊かな市民生活のために必要な機能が集積するコンパクトシティの実現を推進
平成23年3月11日	東日本大震災
平成23年12月21日	復興計画策定 ⇒多賀城駅周辺地区における中心市街地整備を復興のシンボルに。 その取組を加速化し、早期実現を目指す。
	<p style="text-align: center;">+</p> <p>より豊かな復興まちづくりのために。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①多くの市民が集い、交流し、市民の自慢となる場所づくりを。</li><li>②文化芸術活動を盛んにすることでより豊かなまちづくりを。</li><li>③公共的サービスとしての地域文化創造政策を復興まちづくりの原動力に。</li><li>④かつて遠の朝廷と呼ばれたほどの「歴史文化発信の地であった多賀城」、 その名所旧跡を今に伝えるとともに、 優れた音響特性を持つ「文化センター大ホール」への内外からの高評価、 そのような多賀城だからこそ取り組むべきテーマ</li></ul>
平成24年1月～	多賀城駅周辺の「地域文化創造の拠点」構想づくりに着手
平成24年2月～	モデル事例の調査 代官山蔦屋書店の存在を知る。 ⇒代官山蔦屋書店のコンセプトは、 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「新しい文化やスタイルを築いていくための 新たな生活提案・コミュニケーションの場」であり、 「書物とアートに囲まれた空間でライフスタイルを発見できる場」であり、 「多様な価値に対応できる充実したサービス・サポートで 多くの人の夢と希望を叶える、集いとコミュニティの場」である。 そのためのカルチュア・インフラ整備である。</p>
平成24年11月8日	代官山蔦屋書店を視察
平成25年1月～	多賀城駅周辺における文化交流拠点づくりのため、 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とディスカッション
平成25年3月30日	代官山蔦屋書店のコンセプト及びノウハウを活かした武雄市図書館の視察
平成25年5月	多賀城駅前における「地域文化創造の拠点づくり」に関するイメージの確立
平成25年5月27日	行政経営会議において、多賀城駅北地区市街地再開発事業の権利床を利用して整備する公共施設を決定
平成25年5月29日	全員協議会において、多賀城駅周辺整備事業の進捗状況を説明 その際、「東北随一の文化交流拠点づくり構想」を表明
平成25年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブと「東北随一の文化交流拠点づくり」に関する官民連携の取組について協議
平成25年7月9日	東日本大震災調査特別委員会において、多賀城駅北地区市街地再開発事業に係る施設構成案及び今後のスケジュールを説明
平成25年7月11日	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と多賀城市が 「東北随一の文化交流拠点整備」に関する共同記者会見を開催。 当該拠点整備のため、パブリック・プライベート・パートナーシップの枠組みにおいて、互いの強みを活かし、それぞれの資源を効果的に活用する連携協定を締結

(資料：表－2)

カルチュア・コンビエンス・クラブ株式会社との意見交換 電話応対メモ

作成期日：平成25年3月29日（金）

作成者：市長公室政策秘書担当 小野

期　　日	内　　容	発・受信
平成25年	1月9日 水曜日 代官山蔦屋書店のコンセプトについての意見交換	小野 CCC担当者
	1月16日 水曜日 文化インフラ（情報文化発信の場）整備についての意見交換	小野 CCC担当者
	1月21日 月曜日 文化インフラ（情報文化発信の場）整備についての意見交換	小野 CCC担当者
	2月8日 金曜日 代官山蔦屋書店と同じコンセプトを持つ蔦屋書店の多賀城駅前への出店可能性について打診	小野 CCC担当者
	2月14日 木曜日 武雄市図書館の内覧会について（CCCからの案内）	小野 CCC担当者
	3月22日 金曜日 武雄市図書館視察の参加者及び日程について（本市からの報告）	小野 CCC担当者

カルチュア・コンビエンス・クラブ株式会社との官民連携に関する協議 電話応対メモ

作成期日：平成25年6月29日（金）

作成者：総務部地域コミュニティ課 小野

期　　日	内　　容	発・受信
平成25年	5月20日 月曜日 代官山蔦屋書店と同じコンセプトを持つ蔦屋書店の多賀城駅前への出店について（意向確認）	小野 CCC担当者
	5月29日 水曜日 東北随一の文化交流拠点整備のコンセプト・全体イメージについて（本市からの説明）	小野 CCC担当者
	6月20日 木曜日 多様な価値観に対応できる文化提供のインフラづくりに関する官民連携についての協議	小野 CCC担当者
	6月24日 月曜日 多様な価値観に対応できる文化提供のインフラづくりに関する官民連携についての協議	小野 CCC担当者
	6月27日 木曜日 多様な価値観に対応できる文化提供のインフラづくりに関する官民連携についての協議	小野 CCC担当者
	6月28日 金曜日 東北随一の文化交流拠点整備に関する記者発表についての協議	小野 CCC担当者

〈資料：表-3〉

様式第10号（第14条関係）

復 命 書

出張期日：	平成25年5月14日～ 平成25年5月15日	1泊 2日
-------	------------------------	-------

用務先：	佐賀県武雄市図書館及び代官山蔦屋書店
------	--------------------

用務：	多賀城駅北地区市街地再開発事業に係る視察
-----	----------------------

平成25年5月16日復命（復命済）	復命者	総務部長 内海 啓二
-------------------	-----	------------

市民経済部長 伊藤 一雄
--------------

保健福祉部長 鈴木 健太郎
---------------

市街地整備課長 根元 伸弘
---------------

命により標記について出張したので下記により復命する。

記

多賀城駅北地区市街地再開発事業で検討している公益施設等において、地域文化創造拠点の域を

超え、集客効果が著しい上記施設を視察したもの。

両方とも地域のシンボリックな施設になっており、経済と活性化に対する想像以上の波及効果が見受けられた。今後、構成施設の絞込み作業をする上で参考にしたい。